

盛岡市財政部契約検査課

盛岡市建設関連業務委託契約に係る最低制限価格の算出方法の改正について

「盛岡市建設関連業務委託契約に係る最低制限価格事務取扱要領」の第３に規定している最低制限価格の算出方法の一部を改正します。これは、国の基準の見直しを受けて変更するものです。

1 改正の概要

(1) 最低制限価格の範囲の適用（測量業務・地質調査業務以外）

【現 行】

予定価格の 10分の6 ～ 10分の8

【改正後】

予定価格の 10分の6 ~ 10分の8.1

※測量業務・地質調査業務の見直しはありません。

※市営建設工事に係る最低制限価格算出方法等の見直しはありません。

(2) 最低制限価格の算出 (別表)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費 の額	測量調査費 の額	【現 行】 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額 ↓ 【改正後】 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	—
建築関係コンサルタント業務	直接人件費 の額	特別経費の 額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係コンサルタント	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	【現 行】 一般管理費等の額に 10 分の

ト業務				4.8 を乗じて得た額 ↓ 【改正後】 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	【現 行】 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額 ↓ 【改正後】 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	【現 行】 一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額 ↓ 【改正後】 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

2 適用時期

令和 6 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告その他契約の申込みの誘因に係る契約から適用します。

3 関連要綱等

改正後の「盛岡市建設関連業務委託契約に係る最低制限価格事務取扱要領」は、盛岡市ホームページをご確認ください。

盛岡市ホームページ

URL <http://www.city.morioka.iwate.jp/>（広報 ID:1008603）